

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|------------------------|------|--|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 表紙 | 表紙 | — | 令和7年5月版 | 令和8年4月版 |
| 表紙 | 表紙 | — | さいたま市都市局都市計画部都市計画課 | さいたま市都市局都市計画部開発・盛土調整課 |
| 前書き 許可申請書等の 提出窓口 | 前書き 許可申請書等の 提出窓口 | — | なお、都市計画課（市役所9階）では、盛土等行為の相談、許可申請等の受付は行っていません。 | なお、開発・盛土調整課（市役所9階）では、盛土等行為の相談、許可申請等の受付は行っていません。 |
| 前書き 盛土等行為の申 請手数料 | 前書き 盛土等行為の申 請手数料 | — | — | <p>「手数料の面積の考え方」については、本手引の本文「2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）」において、次のとおり定めています。</p> <p><本文抜粋></p> <p>[手数料の面積の考え方]</p> <p>一体とみなされる盛土等において、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分の両方を足した面積（一体とみなす盛土等全体の面積）を手数料の根拠面積として取り扱います。</p> |
| — | 15,16 | 2.3 | | <p>既存擁壁の築造替えにおける判断例は、下図のとおりです。</p> <p>図 既存擁壁の築造替えにおける判断例</p> |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|------|-------------------------------|--|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| - | 30 | 2.10 | - | また、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願の「1 建築（建設）をする土地の所在地及び地番」欄には、建築確認申請における敷地と同一の地番を記載し、適合証明書の交付を求めてください。 |
| 39 | 41 | 3.2 | 図1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ 申請者 | 図1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ 工事主（申請者） |
| 40 | 42 | 3.2 | 図2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ 申請者 | 図2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ 工事主（申請者） |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|--------------|--|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| – | 46 | 3.4 | – | <p>なお、許可申請に必要な書類等を作成する際は、さいたま市のホームページに掲載している記載例を参考に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「国様式」 https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p120307.html ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「さいたま市様式」 https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p128853.html ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する「参考様式」 https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/021/007/p120318.html |
| 44 | 47 | 3.4.1 | 6 排水施設の平面図 ◎ | 6 排水施設の平面図 ○ |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|---|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 45 | 48 | 3.4.1 | <p>1 7 申請者の証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 <p>(任意様式)</p> <p>※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください</p> | <p>1 7 工事主（申請者）の証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事主（申請者）が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・工事主（申請者）が法人の場合、登記事項証明書、及び役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 <p>※ 法人役員の範囲については、登記事項証明書記載された役員全員が対象です。（例）株式会社：取締役・会計参与・監査役、特例有限会社：取締役（及び監査役がある場合は監査役）、合同会社・合名会社・合資会社：登記されている社員〔業務執行社員を含む〕、その他の法人：登記された代表者・役員等</p> <p>(任意様式)</p> <p>※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください</p> <p>※ 「氏名及び住所を証する書類」として、法人が証明した「役員名簿（8.3参考様式）」を提出することも認めています</p> |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|--|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 46 | 49 | 3.4.1 | <p>2 1 工事主の資力・信用を証する書類</p> <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>【申請者が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書 | <p>2 1 工事主の資力・信用を証する書類</p> <p>【工事主（申請者）が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>【工事主（申請者）が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>※ 「納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、納税証明書の種類のうち、納税証明書（その1）「証明内容：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」のことです</p> |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|---|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 48 | 51 | 3.4.2 | <p>9 申請者の証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類 <p>(任意様式)</p> <p>※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください</p> | <p>9 工事主(申請者)の証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事主(申請者)が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・工事主(申請者)が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類 <p>※ 法人役員の範囲については、登記事項証明書記載された役員全員が対象です。(例)株式会社：取締役・会計参与・監査役、特例有限会社：取締役(及び監査役がある場合は監査役)、合同会社・合名会社・合資会社：登記されている社員〔業務執行社員を含む〕、その他の法人：登記された代表者・役員等</p> <p>(任意様式)</p> <p>※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください</p> <p>※ 「氏名及び住所を証する書類」として、法人が証明した「役員名簿(8.3参考様式)」を提出することも認めています</p> |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|--|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 48 | 51 | 3.4.2 | <p>1 3 工事主の資力・信用を証する書類</p> <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>【申請者が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書 | <p>1 3 工事主の資力・信用を証する書類</p> <p>【工事主（申請者）が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>【工事主（申請者）が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書 <p>※ 「納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、納税証明書の種類のうち、納税証明書（その1）「証明内容：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」のことです</p> |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|------|--|---|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| - | 54 | 3.5 | - | <p>「手数料の面積の考え方」については、本手引の本文「2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）」において、次のとおり定めています。</p> <p><本文抜粋></p> <p>[手数料の面積の考え方]</p> <p>一体とみなされる盛土等において、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分の両方を足した面積（一体とみなす盛土等全体の面積）を手数料の根拠面積として取り扱います。</p> |
| 83 | 88 | 4.3 | 表 資力及び信用を確認するための資料 申請者が法人である場合 申請者が個人である場合 | 表 資力及び信用を確認するための資料 工事主（申請者）が法人である場合 工事主（申請者）が個人である場合 ※ 「納付すべき額及び納付済額を証する書類」とは、納税証明書の種類のうち、納税証明書（その1）「証明内容：納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」のことです |
| 85 | 90 | 4.5 | 表 工事施行者の能力の有無を確認するための資料 | 表 土地所有者等の同意を確認するための資料 |
| - | 99 | 6.2 | - | 標識の掲示 |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|-------|-----------------|-----------------|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 93 | 100 | 6.3 | 6.2 変更の許可又は届出 | 6.3 変更の許可又は届出 |
| 93 | 100 | 6.3.1 | 6.2.1 変更の許可 | 6.3.1 変更の許可 |
| 93 | 100 | 6.3.2 | 6.2.2 変更の届出 | 6.3.2 変更の届出 |
| 94 | 101 | 6.4 | 6.3 軽微な変更 | 6.4 軽微な変更 |
| 95 | 102 | 6.5 | 6.4 工事の廃止 | 6.5 工事の廃止 |
| 95 | 102 | 6.6 | 6.5 申請の取り下げ | 6.6 申請の取り下げ |
| 95 | 102 | 6.7 | 6.6 許可に基づく地位の承継 | 6.7 許可に基づく地位の承継 |
| 95 | 102 | 6.7.1 | 6.6.1 一般承継 | 6.7.1 一般承継 |
| 95 | 102 | 6.7.2 | 6.6.2 特定承継 | 6.7.2 特定承継 |
| 96 | 103 | 6.8 | 6.7 中間検査 | 6.8 中間検査 |
| 97 | 104 | 6.9 | 6.8 完了検査 | 6.9 完了検査 |
| 98 | 105 | 6.10 | 6.9 検査等受検の流れ | 6.10 検査等受検の流れ |

| ページ | | 条文構造 | 改正前 | 改正後 |
|---------|---------|--------|--------------------------------|-----------------------------|
| 令和7年5月版 | 令和8年4月版 | | | |
| 99 | 106 | 6.11 | 6.10 検査項目 | 6.11 検査項目 |
| 100 | 107 | 6.12 | 6.11 定期報告 | 6.12 定期報告 |
| 100 | 107 | 6.12.1 | 6.11.1 報告の頻度 | 6.12.1 報告の頻度 |
| 101 | 108 | 6.12.2 | 6.11.2 報告の方法・内容 | 6.12.2 報告の方法・内容 |
| - | 156 | 8.3 | - | 参考様式 役員証明書 |
| 巻末 | 巻末 | - | 「国・市様式」はこちらです 「国・市様式」はこちらです | 「国様式」はこちらです 「市様式」はこちらです |
| 巻末 | 巻末 | - | 令和7年5月 初版発行 | 令和7年5月 初版 令和8年4月 第2版 |
| 巻末 | 巻末 | - | 編集・発行 さいたま市都市局都市計画部都市計画課 | 編集・発行 さいたま市都市局都市計画部開発・盛土調整課 |